



# よく働き ↗ よく休む。



いい仕事をするには、しっかりと休まないといけません。

いい仕事は、健康だからだから、いい仕事は、適正な労働時間から、

いい仕事は、健全な職場環境から、生まれます。メリハリをつけて、リフレッシュ

“労働時間の短縮は、労使のきずなと思いやり”

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日㈭～11月30日水

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 11月は 「労働時間適正化キャンペーン」 期間です。

## 現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

## 問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。<sup>※1</sup>

### 過重労働による健康障害を防止するために <sup>※2</sup>

#### ①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、基準<sup>※3</sup>に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

#### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



### 賃金不払残業を解消するために <sup>※4</sup>

- ◇ 企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)